

ワーケーション広域モデルプログラム開発・実証業務委託仕様書

1 業務の名称

ワーケーション広域モデルプログラム開発・実証業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、全国的に関心が高まりつつあるワーケーションの取組を本県においても定着させるため、広域的なモデルプログラムを開発し、県外企業等を対象にしたモニターツアーを実施することでその一層の促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月10日まで

4 契約上限額

2,510,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) 広域的なモデルプログラムの開発

市町村域を越えた、複数の広域的なモデルプログラムの企画・開発

※県内各地域に偏りのないようモデルプログラムを複数箇所企画・開発すること。またワーケーションの多様なニーズを踏まえたものにする。

※モデルプログラムの企画数及び企画地域は、企画コンペで提案するものとする。

(2) モニターツアーの実施

ワーケーションを積極的に取り入れている県外企業や情報発信力の高い企業・個人等を対象にモニターツアーを実施する。

※モニターツアーについては、2泊3日、10名を想定。（実施時期や行程を分けて実施も可能）

※モニターツアー実施についての、添乗員経費、ツアー旅費、謝金等全ての経費は委託料に含むものとする。

※モニターツアー実施にあたっては、事前のPCR検査など徹底した新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。

(3) モニターツアーの検証

モニターツアー実施後、ツアー参加者にヒアリングやアンケート調査を実施し、モデルプログラムの検証を行う。ヒアリングやアンケート調査は、具体的な項目とし、課題が分析しやすいようにすること。

検証の結果に基づき、モデルプログラムのブラッシュアップを行い、最終的なモデルプログラムを決定すること。

6 成果品等の提出

成果品等として、以下を提出すること。

- ・報告書は紙媒体2部及び電子媒体一枚（Word 又は PowerPoint 形式で CD-R 等に保存）
- ・紙媒体の仕様は、A4版カラー（用紙は、グリーン購入法に適合したもの）とする。

※モデルプログラムは、県ホームページに掲載するため、詳細な行程・写真データなども併せて提出すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、宮崎県中山間・地域政策課と協議の上、決定すること。
- (2) 本事業で得られた情報については、宮崎県中山間・地域政策課の許可なくして流用してはならない。
- (3) 事業内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。
- (4) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性がある。